



農林水産省  
障害者問題監視室

# みとあいしゃかい 認め合い、ともに生きる社会へ

がつにちにちしょうがいしゃしゅうかん  
12月3日～9日は「障害者週間」です。

「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者

が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを目的として設定されており、国や

地方公共団体、関係団体等は、この期間を中心に、

さまざまな意識啓発に係る取り組みを開催しています。



## そんじ ご存知ですか？

### しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃぎやくたいほうしほう **障害者差別解消法と障害者虐待防止法**

#### ◎障害者差別解消法

平成28年4月に、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が始まりました。この法律では、様々な場面で差別を解消するため、町役場をはじめとした国や県などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者に対し、「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供(※)」が示されています。

(※)「合理的配慮」は、当初、民間の事業者において、努力義務とされていましたが、令和3年の改正に伴い法的義務となりました。

#### ◎障害者虐待防止法

平成24年10月1日より障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行されています。この法律は障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、自立や社会参加の害となる虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、その他の障害者虐待を防ぐ法律です。

# 障害者差別解消法

## ◎対象となる人は？

障害者手帳を持っている人だけではなく、障がいや社会のしきみ(建物や制度など)によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人を対象にしています。  
(障がい児も含まれます。)

## ◎対応が求められるのは？

- ・役所 … 国や都道府県、市町村など
- ・会社・お店など … 商品を卖ったり、同じサービスなどを繰り返し行う人たちなど

## ◎対象となる分野は？

学校や病院、交通機関、飲食店など障がいのある人の日常生活や社会生活全般の幅広い分野が対象です。

## ●「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について



### 「不当な差別的取扱いの禁止」とは…

障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止。

例: 障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

### 「合理的配慮の提供」とは…

障がいのある人から社会の中にある障壁(バリア)を取り除くために何らかの対応を求める意思があった時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。



例: 筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

## ● 寒川町役場での取り組み

町では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について、町職員が適切に対応することができるよう「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(町職員対応要領)」を定めています。

※町職員対応要領の本文は、町福祉課のホームページでご覧いただけます。

# 障害者虐待防止法

## ◎対象となる人は？

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいのある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

なお、障害者には18歳未満の者も含まれる場合があります。

## ◎3つの障害者虐待

①養護者による虐待：家族や親族、同居人が行う虐待

②障害者福祉施設従事者などによる虐待：障害福祉施設、障がい福祉サービス事業所で働く職員が行う虐待

③使用者による虐待：障害者を雇用する事業主が行う虐待



| 区分                                   | 内容と具体例   |
|--------------------------------------|--|
| 身体的虐待                                | <p>暴力や体罰によって身体に傷や痛みを与える行為。身体をしばりつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを制限すること。</p> <p>【具体例】・殴る、蹴る<br/>・身体拘束(部屋に閉じこめる、施設側の都合で睡眠薬を服用させる等) 等</p>                               |
| 性的虐待                                 | <p>性的な行為やその行為を強要すること。</p> <p>(表面上は同意しているように見えても本意かどうかを見極める必要があります)</p> <p>【具体例】・性交　・性器への接触　・性的行為の強要<br/>・わいせつな言葉を発する　・わいせつな映像を見せる 等</p>                  |
| 心理的虐待                                | <p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】・悪口を言う　・怒鳴る　・ののしる　・無視する<br/>・人格をおとしめるような扱いをする 等</p>   |
| 放棄・放任<br>(ネグレクト)<br>※セルフネグレクト<br>も含む | <p>食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をせず、障害者の状態を悪化させること。</p> <p>※障害者本人が自らの生活や健康等を損なう状態にある場合をセルフネグレクトといいます。この場合も積極的な支援が必要です。</p> <p>【具体例】・十分な食事や水分を与えない　・清潔を保持しない 等</p> |
| 経済的虐待                                | <p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり、本人がお金を使うことに対して理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】・年金等を渡さない　・日常生活に必要なお金を渡さない 等</p>  |

※資料：障害者虐待防止マニュアル(NPO法人Panda-J)を参考に作成

## 障害者差別解消法に関する問い合わせ先

この法律では、民間事業者などによる違反があった場合に、直ちに罰則を科すことはしておりませんが、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるための障害者差別解消支援地域協議会を組織できることとされています。

町では「寒川町地域自立支援協議会」がこの役割を果たしますので、寒川町地域自立支援協議会事務局(寒川町健康福祉部福祉課障がい福祉担当)まで、お問い合わせください。

## 障害者虐待防止法に関する問い合わせ先

障害者虐待防止法では、障がいがある人へのあらゆる虐待を禁止しています。障がい者の虐待は、虐待をしている本人に自覚がない場合や、虐待されていても障がい者自身がSOSを出せないことが良くあります。

虐待を発見した人には通報義務があります。虐待に気づいたら速やかに、寒川町障害者虐待防止センター(寒川町健康福祉部福祉課障がい福祉担当)まで通報や相談をしてください。周りの人が虐待のサインを見逃さず、通報・相談することが虐待の予防や防止につながります。

なお、通報は24時間、365日受け付けています。

※通報や届出をした人の情報は守られます。匿名による通報でも、通報内容を受け付けられます。

## 寒川町福祉課障がい福祉担当

(寒川町障害者虐待防止センター／寒川町自立支援協議会事務局)

住所 〒253-0196 寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 内線143~145

FAX 0467-74-5613

メール fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp



(発行元)

寒川町地域自立支援協議会

・寒川町健康福祉部福祉課

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ